

## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、市長及び教育委員会は下記のとおり処分を行いましたので、芦別市懲戒処分公表規程に基づき公表します。

### 記

#### 1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

##### 【処分1】

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
経済建設部 主査（48歳）男性	減給10分の1 （3か月）	当該職員は、生活保護者から受領した生活保護法第63条に基づく保護費返還金について、その収納処理を怠り自席デスクで保管し続けたこと、また、被保護者が受給した企業年金の収入認定処理を怠り返還金手続きを執っていなかったこと、さらには、本件発覚後に業者に支払う治療材料費及び医療機関へ支払う文書料の未払いが判明したこと。
※ 併せて、所属上司である当時の福祉事務所の部長、課長に対して「文書による嚴重注意」、当時の係長に対しては「口頭による注意」とする服務上の措置を行いました。		

##### 【処分2】

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
教育委員会事務局 主任（38歳）男性	戒告	当該職員は、観光振興施設の電気料金の未払いにより延滞利息が発生するなど市に損害を与えたこと、また、行政財産の使用に対する使用料等3件の請求行為を行わずに収入遅延を生じさせたこと。
※ 併せて、所属上司である当時の経済建設部の部長、課長に対して「文書による嚴重注意」、当時の係長に対しては「口頭による注意」とする服務上の措置を行いました。		

#### 2 処分日

令和元年8月9日